

公益信託仲谷鈴代記念栄養改善活動振興基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

## 栄養改善に関する普及啓蒙活動助成部門 助成申請書

この申請書類に記載する事項は、助成金支給対象者の選考等、貴公益信託の運営に必要な範囲内で、貴公益信託の受託者・運営委員・信託管理人が取得・利用すること、また支給が決定した場合は、氏名、所属、活動事業名等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについて同意のうえ応募します。

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

申請者に関する事項	フリガナ 氏名・名称	印 ( 年 月 日生)	設立時期 (生年月日)	年 月 日	
	団体の場合は 代表者名	( 年 月 日生)	団体の場合は メンバー数	人	
	所在地	〒 Tel : Email :			
	自宅住所または 代表者自宅住所	〒 Tel : Email :			
活動事業名					
活動予定期間	自： 年 月 至： 年 月 (原則1年以内)	主なメンバー	氏名	所属機関	職名
助成希望額	万円 (総費用 万円)				
目的及び概要					
関連活動に対し受けている他機関からの助成					
活動の題目	助成金額	万円	助成機関		

《受託者使用欄》

精 査 印		登 録 印	
-------------	--	-------------	--

活動計画（時期・内容を具体的に記して下さい）

活動課題に関連する申請者の従来（会報・新聞記事等）があれば添付ください

助成金の使途計画

収 入			支 出		
項目	金額 (千円)	内訳等	項目	金額 (千円)	内訳等
本助成金			設営・運営費 *1		
他助成金			備品費 *2		
自己資金			広報費(ポスター・チラシ等)		
会費			消耗品*3		
参加費			通信費		
			旅費交通費		
			印刷費		
合計 ①			合計 ②		

注：収支の合計は、は必ず一致させてください。（上記① = ②）

\*1：事業実施に係る会場設営費や事業運営に関し外部に支払う費用（含む外部協力者への謝金・交通費）

\*2：事業実施に直接使用するものに限定

\*3：事務用品、コピー、写真代等

## 助成決定となった場合の助成金振込口座

《注意①》口座情報に間違いがあると、助成金の振込が大幅に遅れることがあります。

《注意②》ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

寄付金処理	<b>所属機関への寄付金扱いとしますか？</b> (「する」・「しない」のいずれかに○をおつけください)	する	●委任経理とする場合は、以下項目のご記入は不要です。 (なお、委任経理とする場合、間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません)
		しない	●委任経理としない場合は、以下項目につきご記入ください。
お振込先	(○をおつけください) 銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店 出張所 営業部
預金種別	(○をおつけください) 普通 ( ) その他	口座番号	(○をおつけください)
お受取人	●フリガナは、1つのマスに一文字ずつご記入ください。●カタカナ左づめでご記入ください。		(フリガナ入力欄)
		口座名義	【ご留意事項】 助成金受取口座が法人名の場合、法人名の他、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要です。その場合、洩れなく正確にご記入ください。 不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。

### 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団
  - B.暴力団員
  - C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - D.暴力団準構成員
  - E.暴力団関係企業
  - F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - G.その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A.暴力的な要求行為
  - B.法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
  - D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
  - E.その他前各号に準ずる行為